２　法第五十三条第五十九項後段に規定する総務省令で定める書類は、同条第五十五項の内国法人が、法人税法第七十五条の五第二項の規定により同項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出したことを明らかにする書類とする。

３　法第五十三条第六十項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

三　電気通信回線の故障、災害その他の理由により法第五十三条第五十九項に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難である事情が生じた日

［四　略］

４　法第五十三条第六十項に規定する総務省令で定める書類は、電気通信回線の故障、災害その他の理由により同条第五十九項に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であることを明らかにする書類とする。

５　法第五十三条第六十六項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

三　法第五十三条第五十九項の承認を受けた日又はその承認があつたものとみなされた日

四　法第五十三条第六十六項の規定の適用をやめようとする理由

［五　略］

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予の申請書類）

第三条の四　［略］

２　政令第九条の九の四第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

［一　略］

二　法第五十五条の二第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十六条の四第二十七項第一号（同法第六十六条の四の三第十四項又は第六十七条の十八第十三項において準用する場合を含む。）に掲げる地方法人税に係る更正決定に伴い変更されるものであること並びに前号の申立てに係る条約相手国等（法第五十五条の二第一項に規定する条約相手国等をいう。）との間の相互協議（法第五十五条の二第一項に規定する相互協議をいう。次条において同じ。）の対象であることを明らかにする書類

［三　略］

（法第五十五条の三に規定する国税庁長官の通知）

第三条の四の二　法第五十五条の三第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　租税条約（法第五十五条の二第一項に規定する租税条約をいう。以下この条において同じ。）に規定する申立てをした法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

［二・三　略］

２　法第五十三条第五十項後段に規定する総務省令で定める書類は、同条第四十六項の内国法人が、法人税法第七十五条の四第二項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第七十五条の四第二項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出したことを明らかにする書類とする。

３　法第五十三条第五十一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　同上］

三　電気通信回線の故障、災害その他の理由により法第五十三条第五十項に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難である事情が生じた日

［四　同上］

４　法第五十三条第五十一項に規定する総務省令で定める書類は、電気通信回線の故障、災害その他の理由により同条第五十項に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であることを明らかにする書類とする。

５　法第五十三条第五十七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　同上］

三　法第五十三条第五十項の承認を受けた日又はその承認があつたものとみなされた日

四　法第五十三条第五十七項の規定の適用をやめようとする理由

［五　同上］

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予の申請書類）

第三条の四　［同上］

２　［同上］

［一　同上］

二　法第五十五条の二第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十六条の四第二十七項第一号（同法第六十六条の四の三第十四項又は第六十七条の十八第十三項において準用する場合を含む。）に掲げる地方法人税に係る更正決定に伴い変更されるものであること並びに前号の申立てに係る条約相手国等（法第五十五条の二第一項に規定する条約相手国等をいう。第三条の四の三において同じ。）との間の相互協議（法第五十五条の二第一項に規定する相互協議をいう。次条から第三条の四の四までにおいて同じ。）の対象であることを明らかにする書類

［三　同上］

（法第五十五条の三に規定する国税庁長官の通知）

第三条の四の二　［同上］

一　租税条約（法第五十五条の二第一項に規定する租税条約をいう。以下この条及び第三条の四の四において同じ。）に規定する申立てをした法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

［二・三　同上］